


平成16年度・17年度
老人保健事業推進費等補助金
による助成事業

介護保険施設における身体拘束状況調査

【調査結果概要】

平成17年12月

社会福祉法人 東北福祉会

 認知症介護研究・研修仙台センター

目次

I 調査の概要	1
(1)目的	
(2)調査実施機関	
(3)調査対象	
(4)調査方法	
①調査内容と回答者	
②手続き	
(5)調査実施期間	
(6)回収、回答等の概況	
①回収状況	
②調査サンプルとしての有効性	
II 調査結果の概要	3
(1)身体拘束の現状	
①身体拘束を行った実人員数と拘束率の現状	
②身体拘束されている入所者(利用者)の属性	
③身体拘束の現状	
(2)身体拘束の廃止に向けての取組み状況	
①身体拘束廃止委員会等に諮る仕組みの運用状況	
②身体拘束をする(した)場合の家族への説明	
③身体拘束についての施設の対応方針	
④身体拘束を行う場合の手続きの策定状況	
⑤身体拘束廃止に取り組んでからの経過年数	
⑥身体拘束廃止に取り組んでからの介護事故の増減	
⑦身体拘束廃止に関する講習・研修等の受講状況及び学習状況	
⑧都道府県における調査・実地指導の現状	
(3)身体拘束廃止に向けての取組み等と拘束率との関係	
①人員配置状況との関係	
②身体拘束に対する施設の対応方針との関係	
③身体拘束を行う場合の手続きとの関係	
④身体拘束廃止に関する講習・研修等の受講状況及び学習状況との関係	
III 調査結果の総括	18
(1)身体拘束の現状	
(2)身体拘束の廃止に向けての取組み状況	
(3)身体拘束廃止に向けての取組み等と拘束率との関係	
資料	19
1. 身体拘束に関する規定等	
2. 調査票	

研究担当者

- 長嶋 紀一 (認知症介護研究・研修仙台センター, 日本大学)
- 浅野 弘毅 (認知症介護研究・研修仙台センター, 東北福祉大学)
- 加藤 伸司 (認知症介護研究・研修仙台センター, 東北福祉大学)
- 阿部 哲也 (認知症介護研究・研修仙台センター, 東北福祉大学)
- 矢吹 知之 (認知症介護研究・研修仙台センター, 東北福祉大学)
- 吉川 悠貴 (認知症介護研究・研修仙台センター)

「介護保険施設における身体拘束状況調査」概要

I. 調査の概要

(1) 目的

全国の介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）のすべてを対象に、身体拘束の実態、廃止に向けた取組み状況及び管理者の意識の実態を明らかにする。

(2) 調査実施機関

社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

(3) 調査対象

平成16年12月1日現在開設されているすべての介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）。対象施設数は全体で12,366か所であり、内訳は介護老人福祉施設が5,366か所、介護老人保健施設が3,167か所、介護療養型医療施設が3,833か所である。

(4) 調査方法

①調査内容と回答者

本調査は、施設・入所者（利用者）に関する基礎情報調査（調査票Ⅰ）、身体拘束の実態調査（調査票Ⅱ）、身体拘束廃止への取組状況調査（調査票Ⅲ）、管理者の意識調査（調査票Ⅳ）の4つに分かれており、それぞれの調査対象期間（平成17年2月21日～27日の1週間）の状況について回答を求めるものであった（調査内容の詳細については巻末資料2参照）。調査票ⅠからⅢまでは現場責任者、調査票Ⅳについては施設管理者に回答を求めた。

②手続き

調査票は、平成17年2月初旬に調査実施機関から各施設が所在する都道府県の担当部局を通じて、各施設に配布された。調査票の返送は、各施設から調査実施機関へ個別に行われた。

(5) 調査実施期間

平成17年2月初旬に調査票配布を開始し、調査票Ⅰ及びⅡについては平成17年3月7日までに、調査票Ⅲ及びⅣについては平成17年3月22日までに返送するよう求めた。

(6) 回収、回答等の概況

①回収状況

有効回収数及び有効回収率は、調査票Ⅰが6,062施設（有効回収率49.0%）、調査票Ⅱが5,621施設（同45.5%）、調査票Ⅲが5,814施設（同47.0%）、調査票Ⅳが5,632（同45.5%）であった（詳細は表1参照）。なお、ここでの有効票とは、施設概況が分かり、おおむね調査票全体にわたって回答が得られたものである。このため調査項目ごとの回答施設数の合計は、有効回収数と必ずしも一致しない。

②調査サンプルとしての有効性

本調査では、上記及び表1のように、全体として5割弱の施設から有効回答が得られており、この種の全国的な悉皆調査としては高い回収率であるといえる。また、施設及び入所者（利用者）の概況を調査した調査票Ⅰの回答を、平成15年度「介護サービス施設・事業所調査結果」の値と比較したところ、ほぼ同程度の値であった。

これらのことから、本調査で得られた回答には特に大きな偏りがあるとは考えられず、母集団である全国の介護保険施設の状況を概ね代表しているものと考えられる。

表1 調査票配布数及び有効回収数・回収率

		配布数	有効回収数	有効回収率
調査票Ⅰ	全体	12366	6062	49.0%
	(内訳)			
	介護老人福祉施設	5366	2773	51.7%
	介護老人保健施設	3167	1689	53.3%
	介護療養型医療施設	3833	1600	41.7%
調査票Ⅱ	全体	12366	5621	45.5%
	(内訳)			
	介護老人福祉施設	5366	2551	47.5%
	介護老人保健施設	3167	1586	50.1%
	介護療養型医療施設	3833	1484	38.7%
調査票Ⅲ	全体	12366	5814	47.0%
	(内訳)			
	介護老人福祉施設	5366	2652	49.4%
	介護老人保健施設	3167	1626	51.3%
	介護療養型医療施設	3833	1536	40.1%
調査票Ⅳ	全体	12366	5632	45.5%
	(内訳)			
	介護老人福祉施設	5366	2538	47.3%
	介護老人保健施設	3167	1592	50.3%
	介護療養型医療施設	3833	1502	39.2%

II. 調査結果の概要

(1) 身体拘束の現状

①身体拘束を行った実人員数と拘束率の現状

調査期間内に身体拘束が行われた者（以下「被拘束者」とする）の実人員数は全体で 21,184 名であり、施設種別の内訳は、介護老人福祉施設 8,650 名、介護老人保健施設 6,058 名、介護療養型医療施設 6,476 名であった。

このうち身体拘束実施日数、当該施設の入所者（利用者）数などの情報の詳細がすべて判明したもののについて、身体拘束の実施率（以下「拘束率」とする）を求めた。なお、従来、都道府県等で行われてきた身体拘束の実態調査の多くは、1 日の調査対象日を設定して当該日における身体拘束の実施の有無から拘束率を算出しているが、拘束実施期間の長さ等は考慮されていない。本調査では「拘束率」を「調査期間中の 1 日当たりの被拘束者の全入所者に占める割合」とし、

$$(\text{被拘束者の拘束日数の合計}) \div (\text{回答施設の全入所者(利用者)数} \times 7(\text{日})) \times 100$$

との算出方法により求めた。

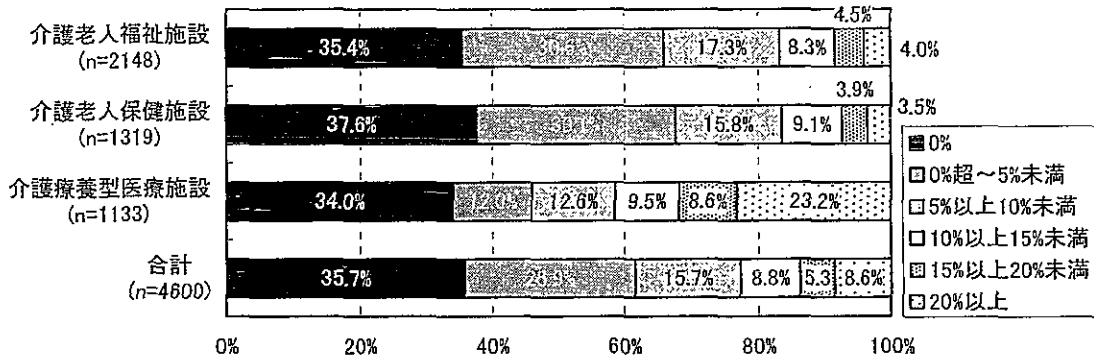
その結果全体の拘束率は 5.2% であった。施設種別では、介護老人福祉施設で 4.5%、介護老人保健施設で 4.3%、介護療養型医療施設で 9.9% との結果が得られた（表 2）。

さらに、従来の調査では身体拘束の実施の有無によって施設を二分するものがほとんどであり、当該施設の中で 1 人でも身体拘束が行われていれば「身体拘束を行っている施設」とされるため、たとえ当該施設内で拘束の実施率が低下していても、その努力が反映されない形になっている。本調査では、前掲の式と同様の算出方法により施設ごとの拘束率を求め（以下「施設内拘束率」とする）、5% 刻みでの分布状況を示した（図 1）。これを見ると、全体の 6 割程度の施設が拘束率 0～5% の範囲に入っていることが分かる。

表 2 調査期間(7日間)における延べ拘束率(全体)

施設種別	回答施設数	A:被拘束者の拘束日数の合計	(被拘束者実数)	B:入所者(利用者)数 × 7(日)	拘束率 (A/B × 100)
介護老人福祉施設	2148	46910	(6943)	1046997	4.5%
介護老人保健施設	1319	33607	(4992)	779856	4.3%
介護療養型医療施設	1133	31182	(4604)	314454	9.9%
合計	4600	111699	(16539)	2141307	5.2%

図1 施設内拘束率の内訳



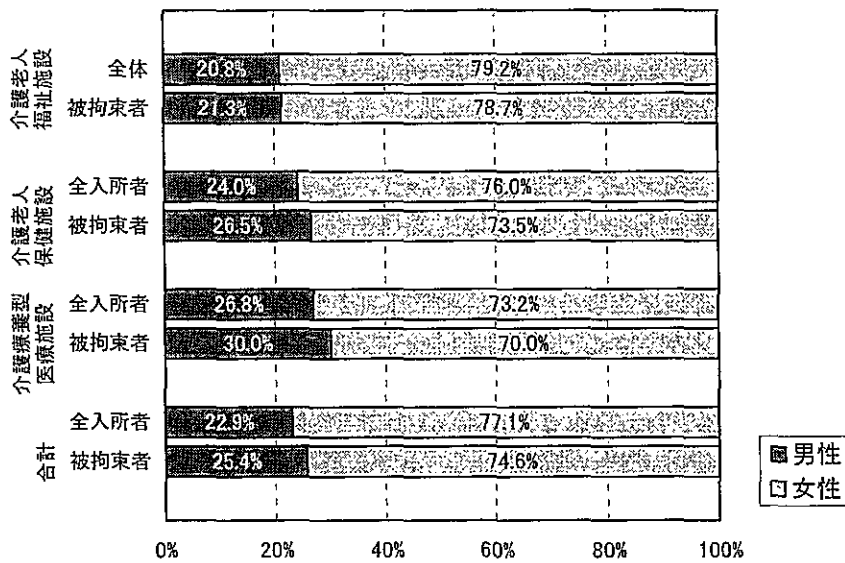
②身体拘束されている入所者（利用者）の属性

被拘束者の属性について、性別、年齢、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）を、全入所者のものと比較した。

1) 性別

被拘束者の性別は、全体で男性 25.4%、女性 74.6%であった。これに対して全入所者における性別は男性が 22.9%、女性が 77.1%であり、被拘束者では男性の占める割合がやや高くなっている（図 2）。

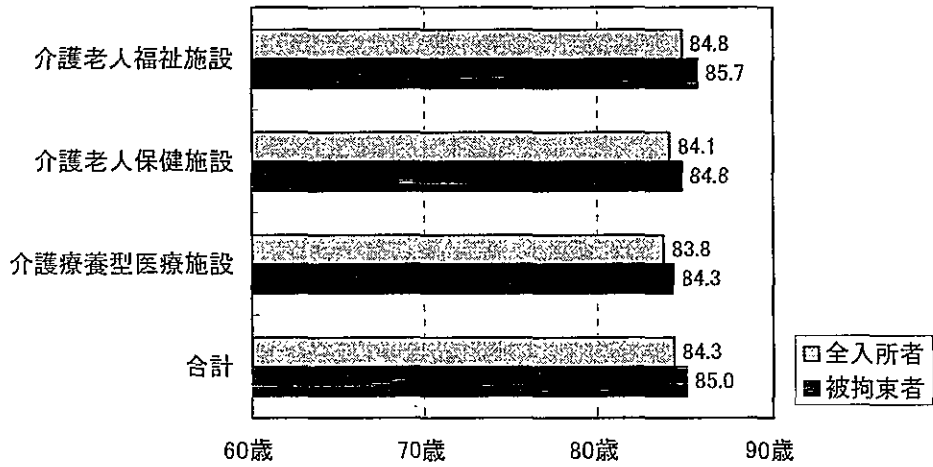
図2 性別の比較



2) 年齢

被拘束者の平均年齢は全体で 85.0 歳、全入所者の平均年齢は 84.3 歳であり、被拘束者の方がやや高かった (図 3)。

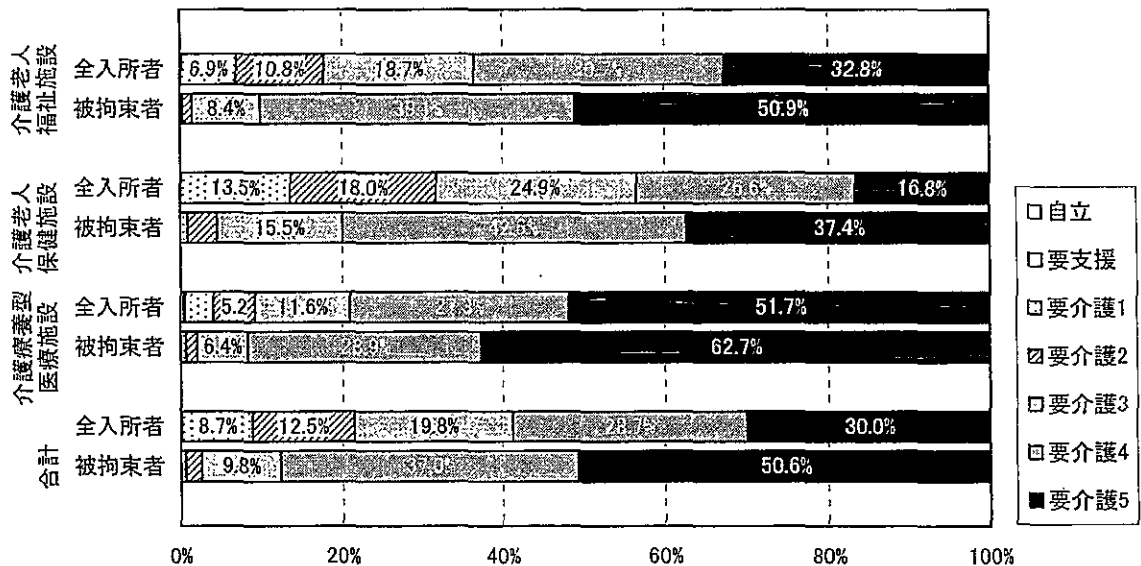
図3 平均年齢の比較



3) 要介護度

被拘束者の要介護度別の割合は、全体で要介護 5 が 50.6% と最も多く、次いで多い要介護 4 (37.0%) と合わせて 9 割程度を占めていた。これに対して全入所者では要介護 5 が 30.0%、要介護 4 が 28.7% であり、被拘束者は要介護度が高い者が多い (図 4)。

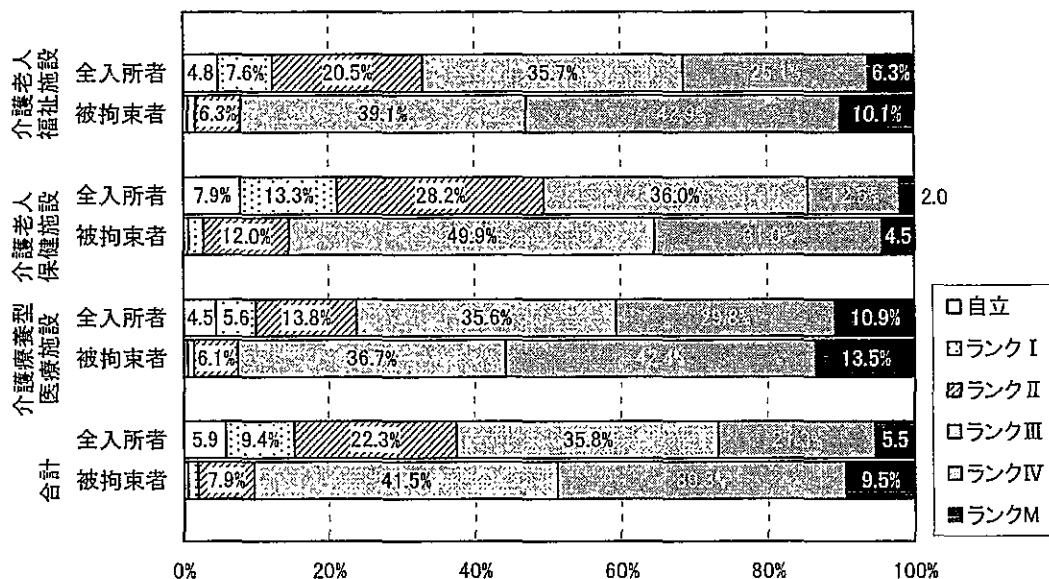
図4 要介護度別人数の比較



4) 認知症高齢者の日常生活自立度

被拘束者の認知症高齢者の日常生活自立度別の割合は、全体でランクⅢが41.5%と最も多く、次いで多いランクⅣ(39.3%)、ランクⅤ(9.5%)と合わせて9割程度を占めていた。これに対して全入所者ではランクⅢが35.8%、ランクⅣが21.3%、ランクⅤは5.5%であり、被拘束者では認知症の程度が重い者が多い(図5)。

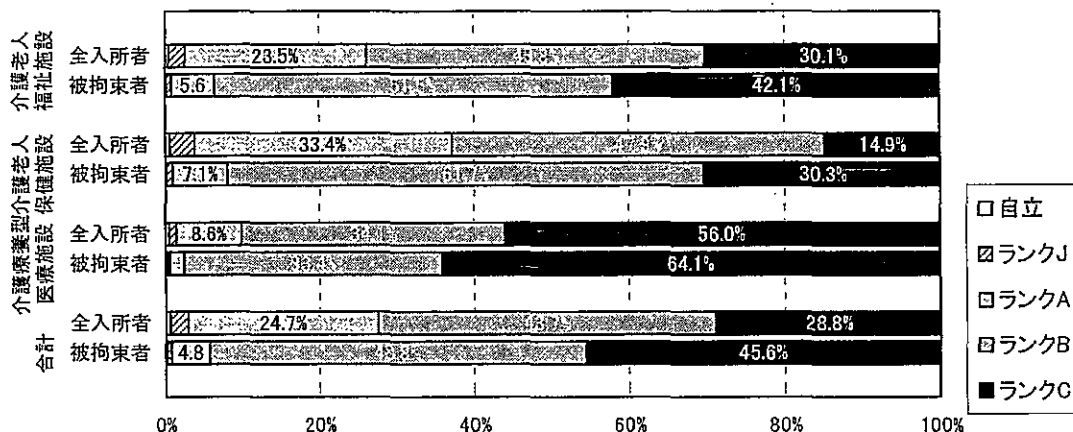
図5 認知症高齢者の日常生活自立度別人数の比較



5) 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

被拘束者の障害高齢者の日常生活自立度別の割合は、全体でランクBが48.8%と最も多く、次いで多いランクC(45.6%)と合わせて9割強を占めていた。これに対し全入所者ではランクBが43.7%、ランクCが28.8%であり、被拘束者では自立度の低い者が多い(図6)。

図6 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)別人数の比較



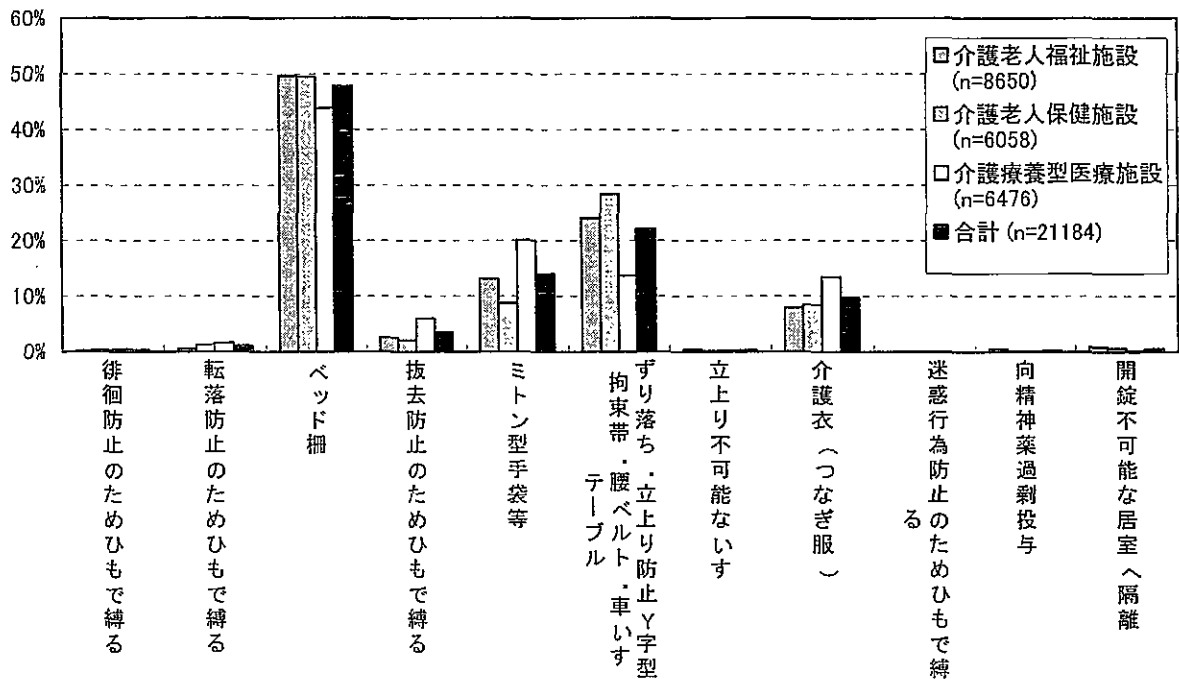
③身体拘束の現状

被拘束者に行われた身体拘束について、その行為種別ごとの割合、行為種別と被拘束者の属性との関係、身体拘束の実施状況を整理した。

1) 身体拘束の行為種別の割合

被拘束者に主として行われた身体拘束（以下「主たる身体拘束」という。）の行為種別を、平成13年に示された「身体拘束ゼロへの手引き：高齢者ケアに関わるすべての人に」に定義された11の行為種別（巻末資料1参照）に分類し、その被拘束者全体に対する実施割合を算出した。その結果、「ベッド柵」が47.8%と最も多く、次いで「ずり落ち・立ち上がり防止のためのY字型拘束帯・腰ベルト・車いすテーブル」が22.1%、「ミトン型手袋等」14.1%、「介護衣（つなぎ服）」9.8%の順であった（図7）。

図7 主たる身体拘束の行為種別

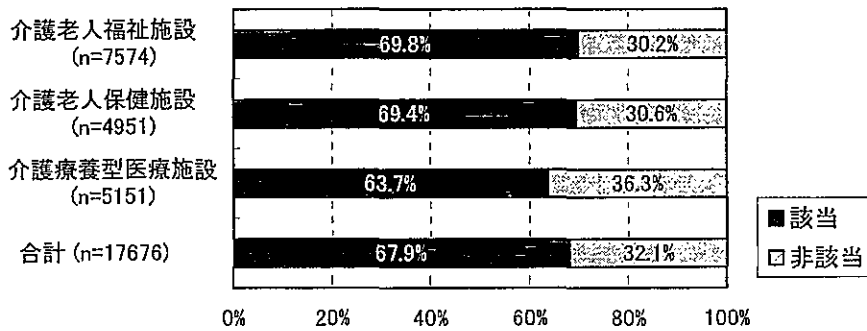


2) 主たる身体拘束の実施状況

■例外3原則との関係

主たる身体拘束と例外3原則（緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件であり、①切迫性、②非代替性、③一時性があり、かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる。（巻末資料1参照）との関係については、例外3原則に該当するものは全体で67.9%、該当しないものは32.1%であった。施設種別の該当割合を見ると、介護老人福祉施設が69.8%、介護老人保健施設が69.4%、介護療養型医療施設が63.7%であった（図8）。

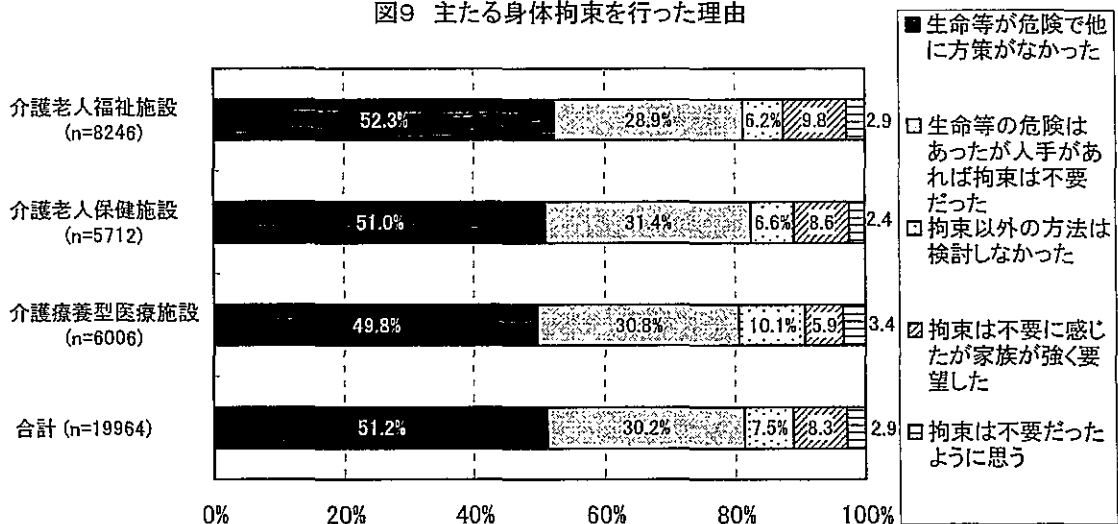
図8 主たる身体拘束と例外3原則との関係



■身体拘束を行った理由

主たる身体拘束を行った理由については、「生命等が危険で他に方策がなかった」が51.2%と最も多く、次いで「生命等の危険はあったが人手があれば拘束は不要だった」が30.2%、「拘束は不要に感じたが家族が強く要望した」が8.3%、「拘束以外の方法は検討しなかった」が7.5%、「拘束は不要だったように思う」が2.9%であった（図9）。

図9 主たる身体拘束を行った理由

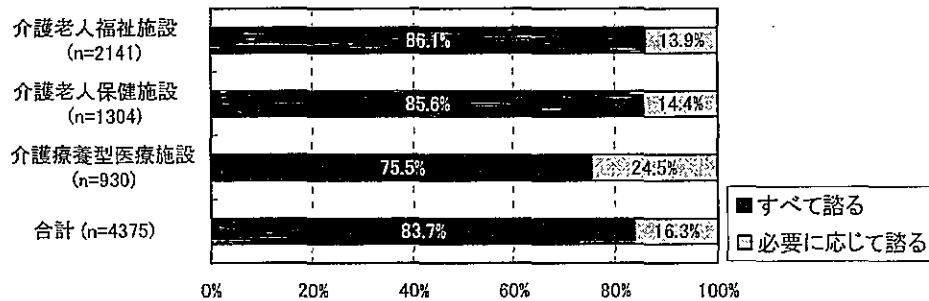


(2) 身体拘束の廃止に向けての取組み状況

①身体拘束廃止委員会等に諮る仕組みの運用状況

身体拘束をする(した)場合に身体拘束廃止委員会などに諮る仕組みの運用状況については、「すべて諮る」とした施設が64.8%、「必要に応じて諮る」が12.6%、「委員会未設置」が22.6%であった。ただし、「委員会未設置」の中に、当該施設で身体拘束を一切行っていないために未設置である場合も含まれる。そのため、何らかの形で身体拘束廃止委員会などに諮る仕組みがある施設に限って見ると、「すべて諮る」の割合は83.7%に達している。(図10)。

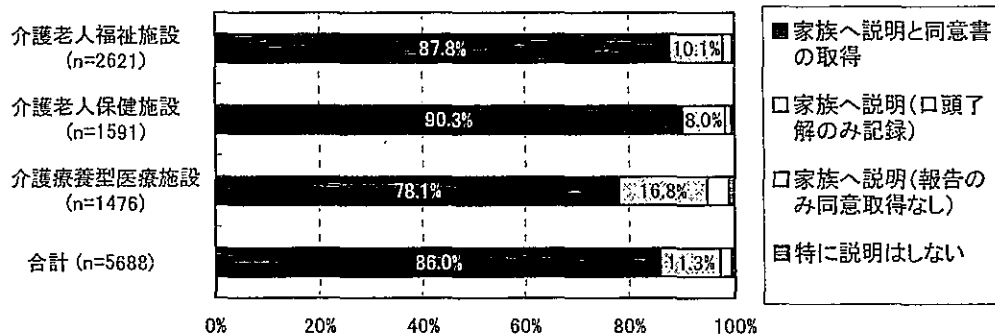
図10 身体拘束廃止委員会等に諮る仕組みの運用状況



②身体拘束をする(した)場合の家族への説明

身体拘束をする(した)場合の家族への説明の有無と方法については、「家族への説明と同意書の取得」が86.0%と最も多く、次いで「家族へ説明(口頭了解のみ記録)」が11.3%、「家族へ説明(報告のみ同意書取得なし)」が2.1%で、「特に説明なし」が0.7%であった。(図11)。

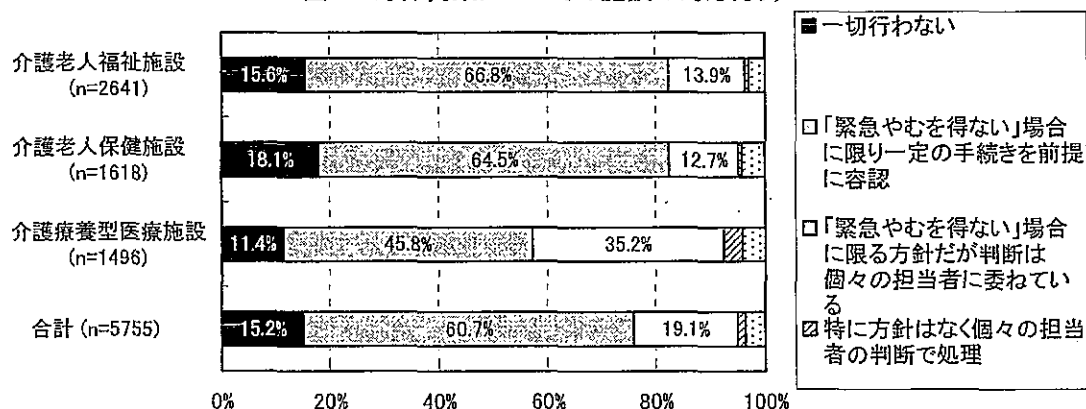
図11 身体拘束をする(した)場合の家族への説明



③身体拘束についての施設の対応方針

身体拘束についての施設の対応方針については、「『緊急やむを得ない』場合に限り一定の手続きを前提に容認」が60.7%と最も多く、次いで「『緊急やむを得ない』場合に限りの方針だが判断は個々の担当者に委ねている」が19.1%、「一切行わない」が15.2%、「その他」が3.5%の順であり、「特に方針はなく個々の担当者の判断で処理」が1.4%であった。(図12)。

図12 身体拘束についての施設の対応方針



④身体拘束を行う場合の手続きの策定状況

身体拘束を行う場合の手続きの策定状況については、「定めている」が66.4%と最も多く、次いで「定めていない(個別ケースごとに協議するため)」が24.0%、「定めていない(一切行わないため)」が5.2%の順であり、「定めていない(現場の判断に委ねているため)」が4.4%であった。(図13)。

図13 身体拘束を行う場合の手続きの策定状況

